

○出席者

【青森県開発審査会】

木村会長、板垣会長代理、村上委員、花田委員

【平川市】

建設課都市計画係：北川係長、石戸谷主事

【青森県（事務局）】

建築住宅課：駒井建築住宅課長、千葉建築住宅課長代理、小野建築指導GM、齊藤SM、工藤技師

○議事

【司会：工藤技師】

定刻となりましたので、これより令和3年度、第2回目の開発審査会を開会いたします。

本日は、工藤委員が所用により欠席となりますが、都市計画法施行令第43条第3号の規定により、会長のほか、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立することをご報告いたします。

はじめに、駒井建築住宅課長よりご挨拶を申し上げます。

【挨拶：駒井建築住宅課長】

（略）

【司会：工藤技師】

それでは、議事に入ります。

今回の諮問案件は、「青森県開発審査会の公開等に関する取扱要領」に基づき、公開となります。

木村会長、議事の進行をお願い致します。

【木村会長】

それでは、平川市から内容の説明をお願いします。

【平川市：北川係長】

議案 平川市：申請者 津軽みらい農業協同組合

津軽みらい農業共同組合の予定建築物以外の建築等の許可・・・法第42条
（議案説明書、付議申請書及び補足資料にて説明）

【花田委員】

提案基準外になっている理由は建築物の用途が違うからでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

提案基準第6の現在の敷地において過去2年以上の事業実績があることについて、農業協同組合は委託により管理・運用を行っていたため農業協同組合の事業実績とはならないことから提案基準外とし、提案基準第6を参考としております。

【村上委員】

人の出入りはどれくらい増える見込みですか。

【平川市：石戸谷主事】

お手元の資料にある別表2をご覧ください。敷地内に農業協同組合の事務所が増えることで従業員が10人程度増えます。また、既存の集出荷施設及び育苗施設を利用している組合員がそのまま利用すること、既存の施設を利用している組合員数は多い時は1日90人程ですが一堂に会するものではないことから、それ以上人が集約されるものではありません。

【木村会長】

資料にある当初開発区域のうちCの部分は現在は市の所有なのでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

Cの部分には防火水槽があり、現在は市の所有となっております。

【木村会長】

当初は農産物集出荷施設及び育苗施設という用途で開発許可を受けていたが、今回は農業協同組合の事務所が追加になる手続きということによろしいでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

そのとおりです。

【木村会長】

既に開発許可を受けた敷地内に農業協同組合の事務所を建築するということですが、造成等は全くないということによろしいでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

そのとおりです。

【木村会長】

資料の別表3よりこれまでの各支店には販売所や給油所がありましたが、今回の施設については販売所や給油所はなく、事務所のみの計画ということによろしいでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

そのとおりです。

【木村会長】

従業員が今後増えていくという想定はあるのでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

平面図をご覧ください。事務スペースは従業員11名程度のスペースとなっており、これより増えることはないと考えております。

【木村会長】

2階の大会議室とは、組合員の会議等を想定しているのでしょうか。

【平川市：石戸谷主事】

組合員の総会や青色申告の勉強会等を想定しております。

【木村会長】

では、意見集約に入ります。当該申請については農業協同組合の事務所が増築されるということで、農業に関する施設としての使用形態は大きくは変わらない。また、新たな土地の造成はないということから、同意ということによろしいでしょうか。

【各委員】

よろしいです。

【木村会長】

では、当該申請についての議案は同意とします。

【司会：工藤技師】

それでは、本議案は、同意ということで手続きを進めさせていただきます。

【司会：工藤技師】

以上をもちまして、本日の開発審査会は閉会します。

ありがとうございました。